

# 本県における農業農村整備の実施状況と展開方向について

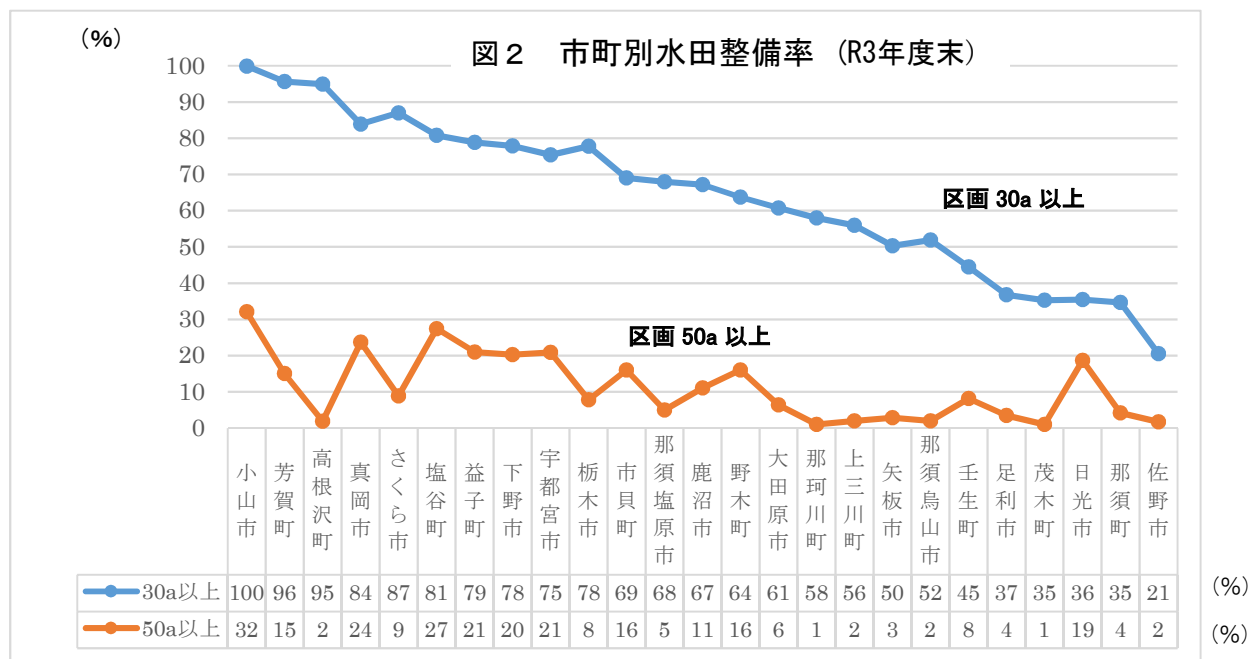
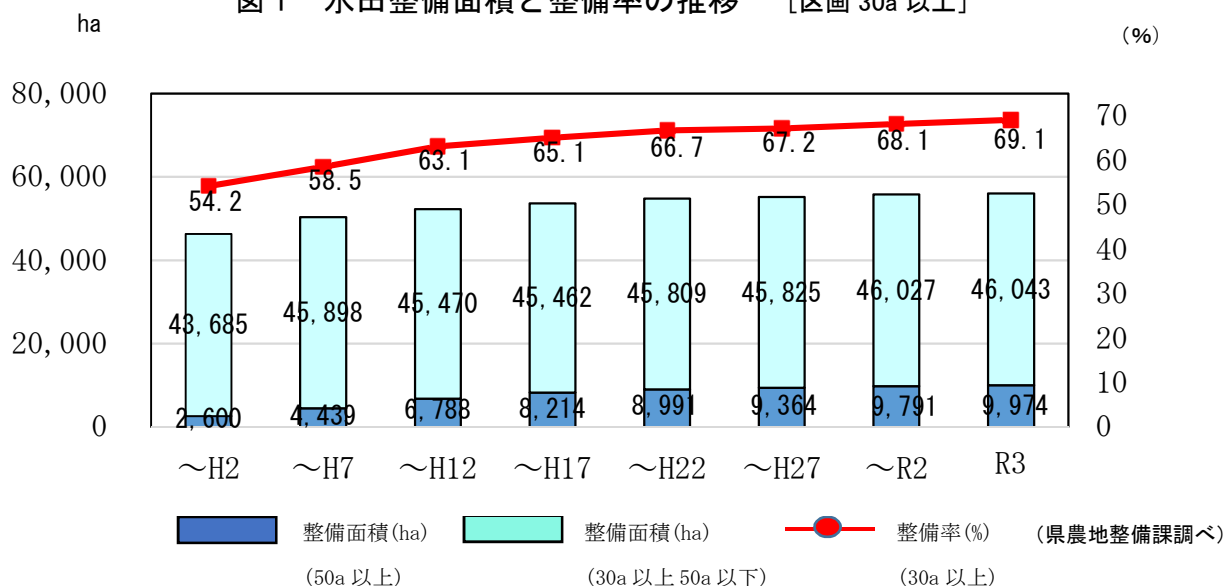
令和4(2022)年12月  
農地整備課

## 1 農地整備

### (1) 農地整備の状況

- 本県水田(農振農用地区域)の約7割が30a以上の区画で整備されているが、整備が遅れている市町もあり、生産コストの削減に効果の見込める50a以上の区画の割合は約1割にとどまっている。
- 「稼げる農業」を実現するためには、水田を活用した園芸作物の生産拡大や、農地の集積・集約化、省力化技術の導入による生産コストの低減など、産地収益力の向上に向けた基盤整備を効果的に進めていく必要がある。

図1 水田整備面積と整備率の推移 [区画30a以上]



(県農地整備課調べ)

## (2) 農地整備の今後の展開方向

### ア 農地の集積・集約化に向けた基盤整備の推進

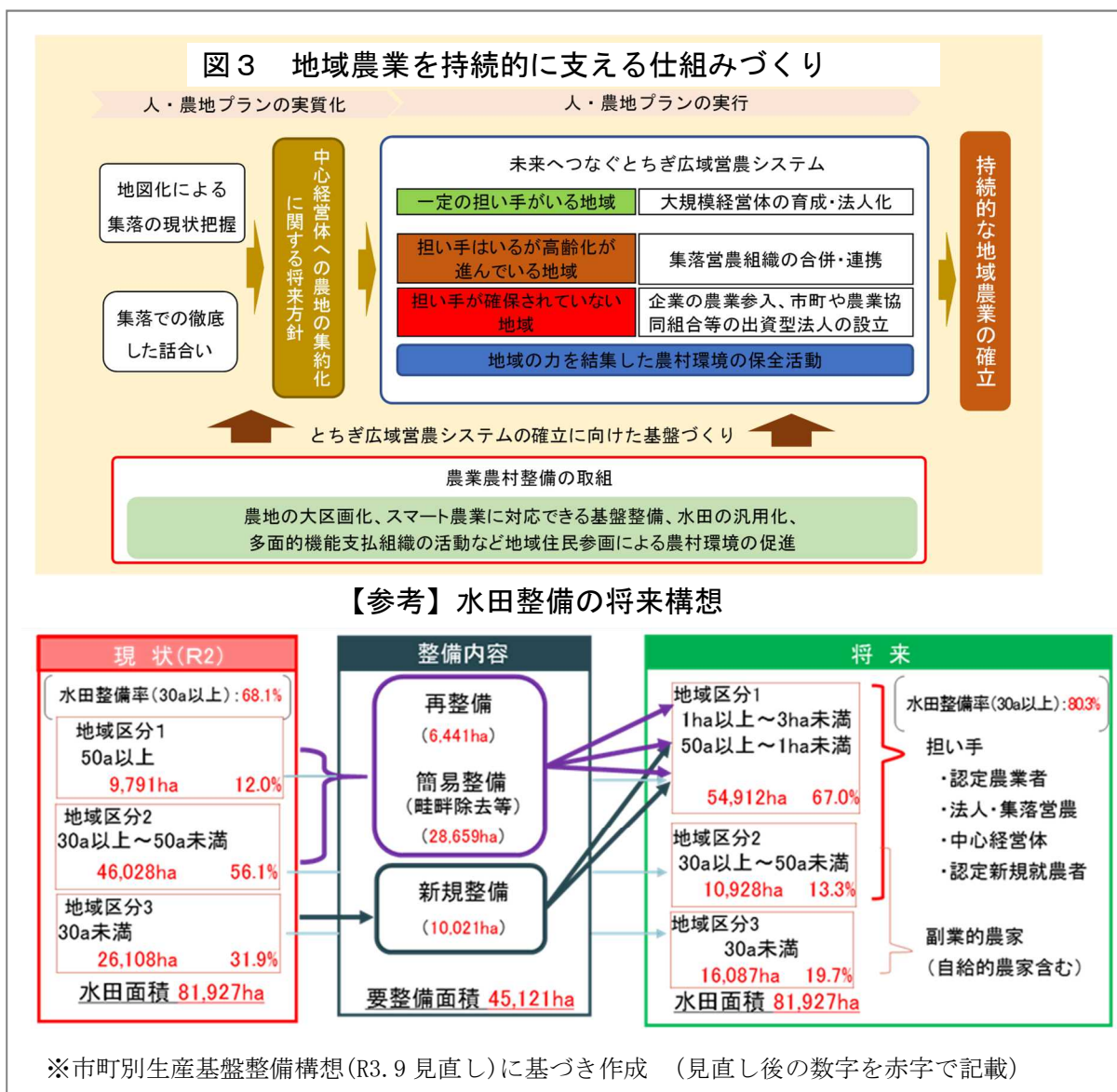
- とちぎ広域営農システムの確立に向けた基盤づくり
  - ・ほ場整備や畦畔除去による農地の大区画化
  - ・担い手の農作業の効率化を踏まえた農地の集積・集約化
  - ・換地など土地利用調整の機会を活用して農業経営の法人化等の促進
- スマート農業に対応した基盤づくり  
ICT 水管理システムの導入や大区画ほ場、用排水路のパイプライン化、幅広畦畔などスマート農業に対応できる基盤整備の推進

### イ 農作物の安定生産に資する基盤整備の推進

- 収益性の高い土地利用型園芸の振興及び、麦・大豆の生産拡大に向けた排水の改良
  - ・暗渠排水や排水路整備等による水田の汎用化・畑地化
  - ・地下かんがいシステムの普及拡大

### ウ 農業生産活動の継続に資する地域の特色を活かした基盤整備の推進

- 地域の特性や状況に応じた柔軟な基盤づくり
  - ・中山間地域におけるスマート農業導入を考慮しつつ地形条件に配慮した基盤整備の推進



## 2 農業水利施設整備

### (1) 農業水利施設の状況

- 頭首工や用排水機場などの基幹的農業水利施設（単体施設）※1の40%が既に耐用年数を経過しており、何も対策をしなければ10年後には54%が超過する見込み。老朽化などによる施設の機能低下が懸念されている。

※1 基幹的農業水利施設(受益面積100ha以上)

単体施設 ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場（137箇所）

- 農業従事者の減少等に伴い、農業水利施設を適切に維持管理していくことが困難な状況になりつつある。

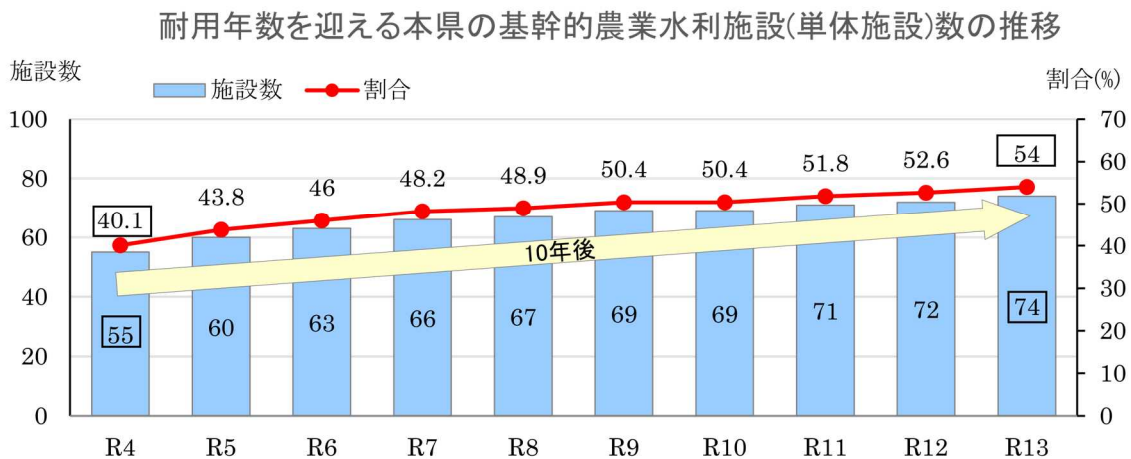
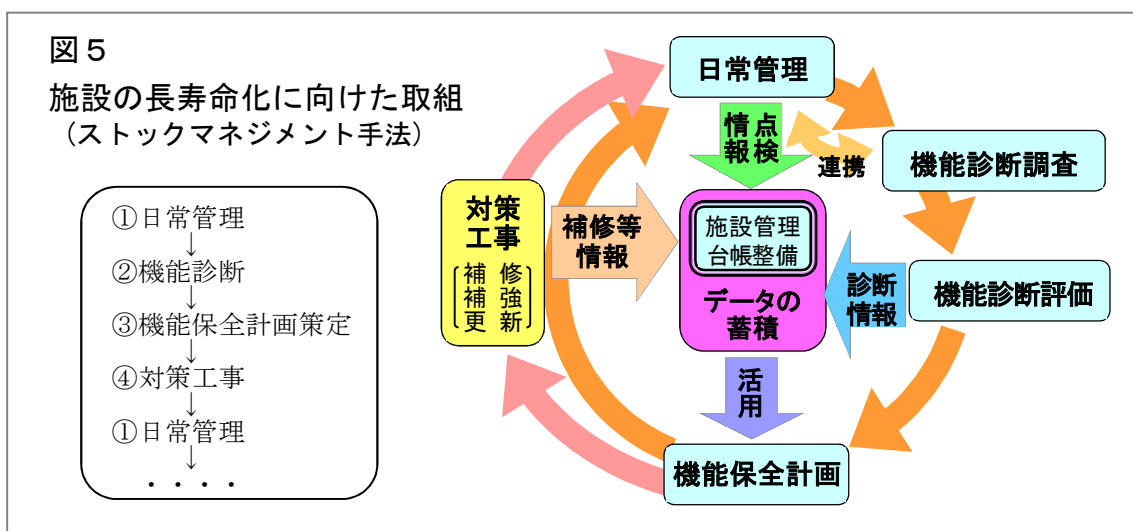


表1 農業水利施設(単体施設)の機能診断実施箇所数

区分	造成施設数	比較的 新しい施設	機能診断 対象施設	機能診断実施状況	
				R3まで	R4
基幹的農業水利施設	137	21	116	116 (100%)	32※
受益面積10以上~100ha	597	—	597	363 (61%)	33
合計	734	21	713	494 (69%)	65

※機能保全計画策定後5年以上経過した施設については、再度機能診断等も含む

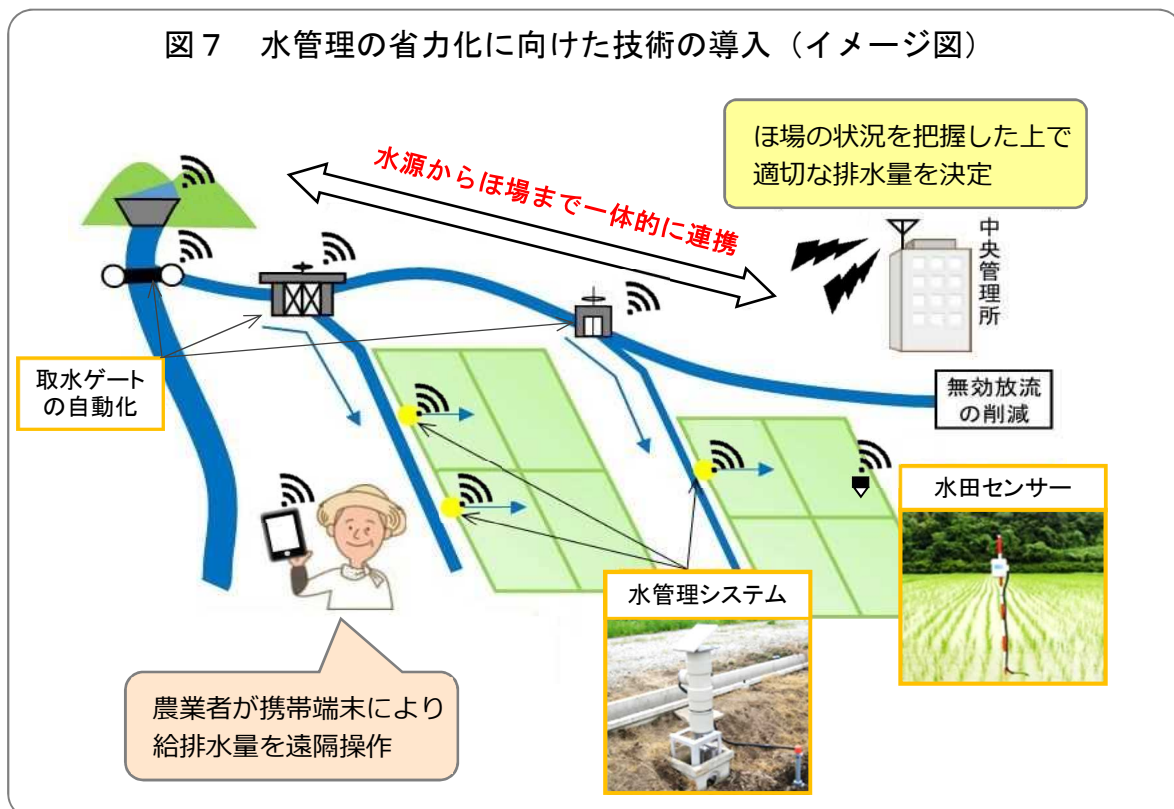
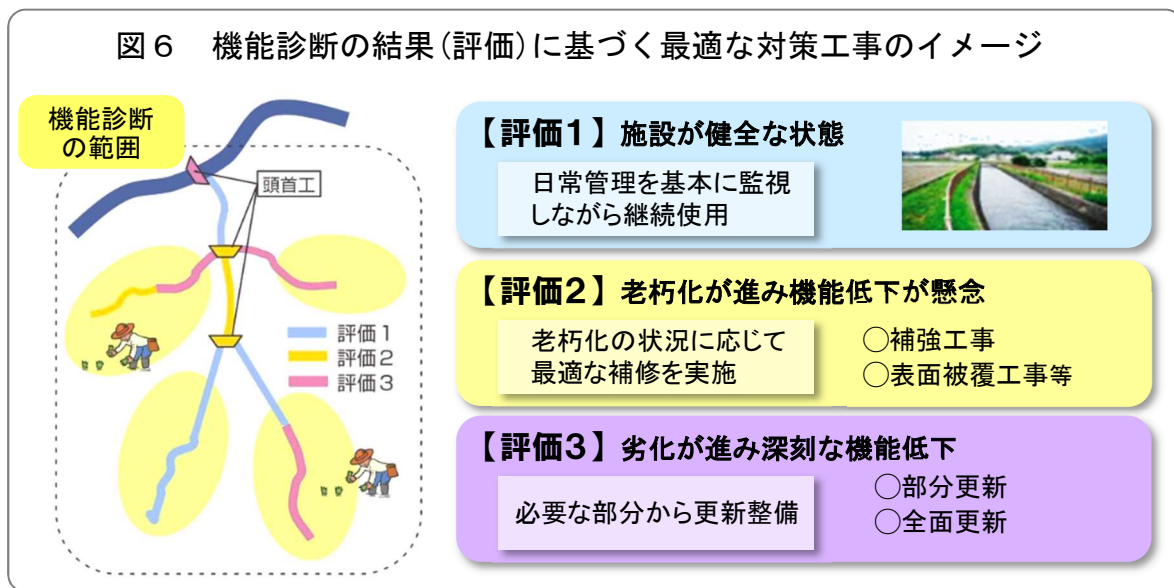


## (2) 農業水利施設の今後の整備方向

### ア 農作物の安定生産に資する水利施設整備の推進

#### ○ 農業用水の安定供給

- ・施設の機能診断結果に基づく、劣化状況に応じた最適かつ計画的な対策工事（補修・更新等）の推進
- ・水管理の省力化に向けた取水ゲートの自動化やICT（情報通信技術）活用による水管理システムの導入、及び取水堰の統廃合・遠隔管理の促進
- ・農業水利施設の耐震化や洪水被害防止対策など、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策の推進



### 3 農村地域の防災・減災対策

#### (1) 現 状

- 令和元年東日本台風など多大な被害をもたらす集中豪雨が頻発する中、農村とその下流域における水害リスクの軽減を図るためには、農村地域に降った大量の雨水を一気に河川に流さない対策（雨水流出抑制対策）が重要となっている。

表 2 令和元年東日本台風による農地や農業水利施設の被災状況

河川整備計画	破堤 河川	農 地		農業水利施設	関係市町(流域市町)
		箇所数	被災面積	箇所数	
思川圏域	思 川	5	7.0 ha	3	鹿沼市、栃木市、小山市、壬生町、野木町
	黒 川	1	1.2 ha	1	鹿沼市、壬生町、日光市
	荒井川	1	0.8 ha	1	鹿沼市
巴波川圏域	永野川	5	6.8 ha	-	栃木市、小山市
荒川圏域	荒 川	11	25.7 ha	11	さくら市、那須烏山市、塩谷町
	中 川	2	1.5 ha	3	矢板市
	内 川	1	0.3 ha	2	矢板市、さくら市
箒川圏域	百村川	1	0.3 ha	-	那須塩原市、大田原市
渡良瀬川上流圏域	出流川	1	0.7 ha	1	栃木市、佐野市
計		28	44.3 ha	22	

※ 百村川、出流川の河川整備は原形復旧。農地整備課調べ

- 地震や豪雨によって農業用ため池が決壊した場合、甚大な被害を及ぼすことになるが、防災対策を行うための耐性調査や監視・管理体制の構築が進んでおらず、施設の脆弱性が懸念されている。

表 3 防災重点(農業用)ため池の対策状況

対策項目	対策が必要なため池数 (箇所)	R 3 まで (箇所)	R3 まで 実施率 (%)	R 4 以降 (箇所)
ため池マップ作成[公表]	225[225]	225[225]	100% [100%]	-
緊急連絡体制の整備	225	225	100%	-
ため池データベースの整備	225	225	100%	-
地域防災計画への位置付け	225	225	100%	-
保全管理体制強化の取組	225	225	100%	-
ハザードマップ作成[公表]	225[225]	225[225]	100% [100%]	-
劣化状況、地震・豪雨耐性評価	174	116	67%	58

## (2)防災・減災力の強化に向けた展開方向

### ア 農村地域の防災力向上対策の推進

- 農村地域における雨水の流出抑制対策
  - ・ 農村地域における流出抑制対策の基本指針策定
  - ・ 水田や農業用ため池を活用した一時貯留による治水対策の実施
- 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の強化
  - ・ 防災重点農業用ため池等への遠隔水位監視システムの導入促進
  - ・ 防災重点農業用ため池の豪雨・耐震対策調査及び対策工事の促進
- 農業水利施設の予防保全対策及び再編整備の促進
  - ・ 農業水利施設の更新整備及び取水堰の統廃合・遠隔管理

図8 農村地域における雨水流出抑制対策

#### 1 対策の流れ



ステージ  
1

#### ●基本指針の策定（県）

対象流域の浸水被害状況や農業生産基盤、営農状況等を調査し、効果的な雨水流出抑制対策の内容や実施エリアについて、シミュレーションによる対策の評価と合わせ「基本指針」として取りまとめます。

ステージ  
2

#### ●市町別生産基盤整備構想への反映（市町）

「基本指針」を踏まえて、地域の実情に応じた雨水流出抑制対策の実施方法を、農地整備など基盤整備の方向性を市町別にまとめた「生産基盤整備構想」に反映させます。

ステージ  
3

#### ●対策実施に向けた関係者の合意形成（県、市町、土地改良区等）

対策の内容や実施時期、費用負担等について、流域の関係者（流域協議会）で話し合い合意形成を図ります。

ステージ  
4

#### ●ハード・ソフト対策の実施（市町等）

国庫補助事業等を活用したハード対策、流域住民への対策内容の周知及び防災意識の向上に向けた情報発信を行います。

#### 2 農村地域における雨水流出の抑制対策

- ・ ほ場整備事業による河川の調節池用地の創設
  - ・ 農業用ため池の事前放流による貯留
  - ・ 水田への雨水の一時的な貯留（田んぼダム）など
- } 複数の対策を組み合わせて実施

#### 3 年度スケジュール

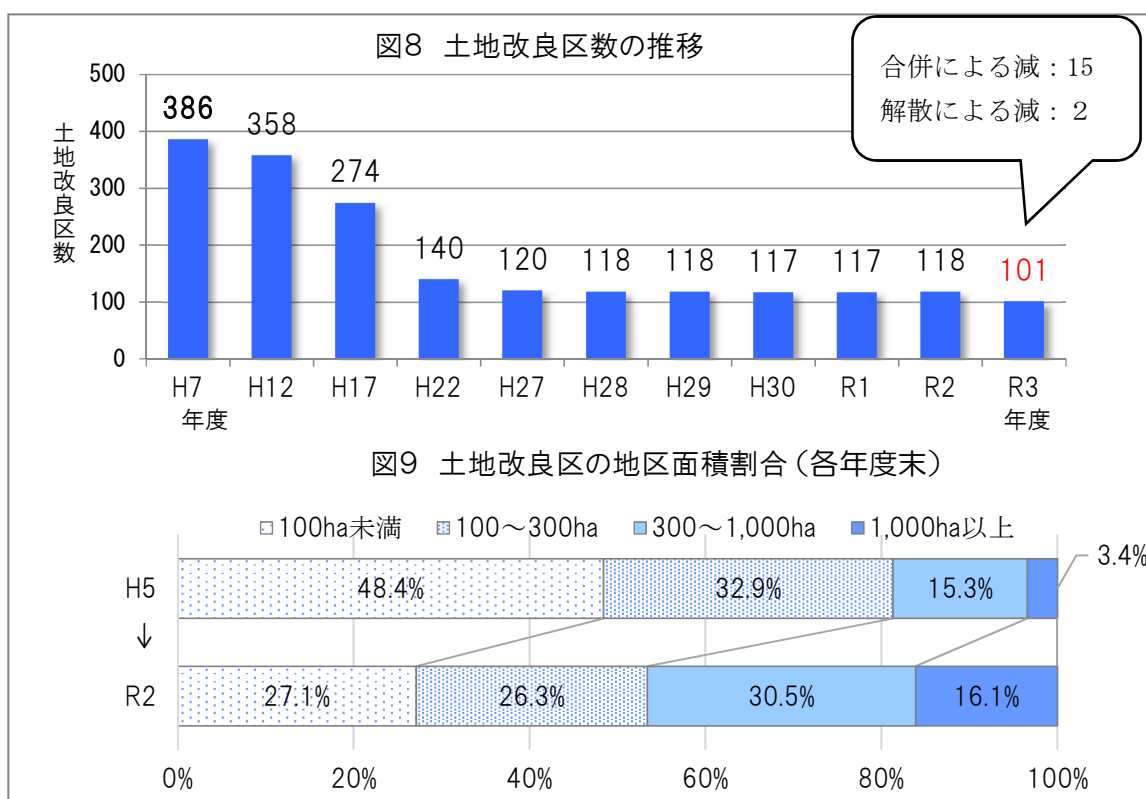
※国庫補助事業等を活用

項目	主体	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降
県基本指針の策定	県	→					
市町別生産基盤整備構想の策定	市町			→			
雨水流出抑制対策の推進	流域協議会			→			
雨水流出抑制対策の実施※	市町等			→			

## 4 土地改良区

### (1) 土地改良区の状況

- 本県の土地改良区数は、統合整備の推進により、最多時(H7)の3割以下まで統廃合が進んだ<sup>※2</sup>。 ※2 土地改良区数：386 (H7、全国2位) → 101 (R4.3.31現在)
- 土地改良区の地区面積は、合併の進展に伴い拡大傾向にあるものの、依然として小規模な土地改良区も多数存在することから、運営基盤等の強化を図っていく必要がある。
- 土地改良区の業務運営の適正化と効率化を趣旨とした土地改良法の一部改正により、准組合員制度や総代会制度の導入検討、定款・諸規定の改正、さらには複式簿記の導入などが求められている。



### (2) 土地改良区の運営基盤の強化に向けた取組方向

- 地域統合整備基本計画<sup>※3</sup>に基づく、小規模な土地改良区の統合整備の推進。
- 複式簿記の円滑な導入に向けた複式簿記会計サポートセンターの設置など、県土連との連携による支援。
- 計画的な施設更新と地域コミュニティとの協働による土地改良施設の適正管理
- 法改正によって要件が緩和された総代会制度の導入や事務統合を目的とした土地改良区連合の設立等についての支援。

※3 各土地改良区の状況を踏まえた統合整備の推進方針(取組方針)